

第2回岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会（会議要旨）

令和4年度 第2回岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会（会議要旨）

日時	令和4年6月27日（月） 13:15～13:30
場所	岐阜県総合教育センター 第2棟1階第1研修室
内容	
1. 協議会長挨拶	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の会は、来年度の岐阜市を除く岐阜地区の小・中学校で使用する教科用図書（教科書）について協議し、岐阜地区採択協議会としての選定を行うことを目的としていること。 ・本日まで、1回の書面表決を経て、2つの議案について議決を経ており、それを受けて本日の会が実施されること。 ・採択については、各市町教育委員会で、その責任と権限において、議決を経て行われるが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条5項」により、「採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」と定められており、この採択協議会を構成する7つの教育委員会全てが、本日の協議の選定結果に基づき、同一の教科用図書を採択することが必要になること。
2. 日程説明	・庶務より日程の説明。
3. 会の成立	・委員7名中7名の出席により、本協議会は成立すること。
4. 議案協議 ・経過報告 ○第3号議案 ○第4号議案 ※議決	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務より本日までの経過を報告。 ・「令和5年度使用小学校用教科用図書の選定」については、特別の事情がない限り、令和4年度と同様の教科書を選定する必要があること。 ・「令和5年度使用中学校用教科用図書の選定」については、特別の事情がない限り、令和4年度と同様の教科書を選定する必要があること。 <p>（質問、意見なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案通り選定することに決定。 ・学校教育法附則9条に規定する教科用図書について、本協議会においては、調査研究及び審議の対象ではないことを説明。
○第5号議案 ※議決	<p>「岐阜地区採択協議会に関する情報公開について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択協議会に関する情報公開の請求や問い合わせの対応について ・令和4年度の公開対象文書等について <p>（質問、意見なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案通り決定。
5. 今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町教育委員会は、その責任と権限において地区選定結果に基づき協議の上、採択の議決をする。 ・各市町教育委員会の協議が調わなかった場合、第3回地区採択協議会を開催する。
6. 会長閉会の挨拶	・協議会委員へのお礼